

令和5年度事業計画書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

1. 釣り指導員養成事業

(1) 公認釣りインストラクター講習会・資格試験

公認釣りインストラクター資格取得、登録のための養成講習会及び資格試験を本年度は、下記の4会場において開催する。

・岩手会場 ・東京会場 ・名古屋会場 ・広島会場

(2) 釣りインストラクター委員会を再度立ち上げ公認釣りインストラクター制度の改革を行う。そのことにより全国の釣りインストラクター連絡機構を活性化させる。

(3) フィッシングマスター講習会の開催に向けて検討を進める。

2. 釣り指導員再登録事業

公認釣りインストラクター及びフィッシングマスターの更新該当者に再登録案内を郵送し再登録の手続きを行う。全国の登録者を把握し各地での活動を活性化させる。

3. 遊漁船管理対策推進事業（水産庁補助金）

(1) 遊漁船業者等講習会の開催

遊漁船業者等に対し、資源管理および遊漁船の安全航行と利用者の安全確保のための講習会を開催する。

(2) 指導員育成派遣指導事業

遊漁者に対し、資源管理および安全と遊漁に関する規則の遵守等について指導する指導員を育成し、各種イベント等に派遣し指導を行う。

(3) 遊漁船業実態調査実施事業

事故率の高い地域と事故率の低い地域の遊漁船業の営業実態等を調査し、それぞれの特徴について整理を行い事故発生に係る背景についての分析を行う。

(4) 遊漁講習会等検討委員会開催事業

(1)と(2)と(3)の事業を実施するに当たり、専門委員による遊漁講習会等検討委員会を年2回開催し事業実施のための企画及び計画並びに取りまとめと評価を行う。

4. 全釣り協・釣り大会事業

当協議会主催の釣り大会“全釣り協・わかさぎ釣りフェスタ”を全国で開催する。地方での予選を行い勝者による決勝戦を山梨県河口湖で行う。

5. オリジナル商品販売の推進

オリジナル商品のライフジャケットと名刺、矢口高雄氏デザインのワッペン、ステッカーを全国の会員及び公認釣りインストラクター・Fマスターに販売を促進し活動に役立ててもらう。

6. 遊漁船業務主任者講習会の開催事業

遊漁船業の適正化に関する法律に規定する遊漁船業務主任者の資格取得、または更新（5か年毎）に必要な遊漁船利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係を確保するため、農林水産大臣の承認のもと遊漁船業務主任者を養成するための講習会を年3回東京都内で開催する。

7. 遊漁船業務主任者講習会用書籍販売事業

遊漁船業務主任者講習会のための教材を作成し全国の開催団体・個人等に書籍販売を行う。

8. 公認釣りインストラクター講習会・資格試験の地方開催を推進

公認釣りインストラクター講習会・資格試験が行われてこなかった道府県でも開催し、地方においても活動する釣りインストラクターを育成し JOFI を立ち上げる。

9. 遊漁等関係組織と積極的な情報交換と事業協力

水産庁、環境省、海上保安庁、運輸安全委員会等の関係官庁との連絡を密に行い、釣り人及び遊漁船業の安全と発展に貢献するため、正会員団体・釣りインストラクター連絡機構の活動の場を広げる。また全国各地で行われる釣りのイベントに参加して、資源管理・保護、安全とルール・マナー、環境保護等の活動を積極的に行っていく。

10. 正会員団体及び遊漁関連団体との事業調整・協力

遊漁に関連する関係省庁・地方公共団体等からの要望伝達の窓口としての役割を果たし正会員はもとより会員以外の釣りクラブや一般釣り人、マスコミからの問い合わせなどにも幅広く対応していく。

11. 釣りインストラクター・Fマスター研修会の開催

公認釣りインストラクター、フィッシングマスターの資質向上と活性化のため研修会を開催する。フィッシングショー等の機会を利用し時宜に即した課題について専門家を招き研修を行う。同時に、全国各地の釣りインストラクター活動について話し合い活性化のための意見交換を行う。

12. 広報活動と組織の拡大

“釣りフェスティバル”の会場に、(一社)全日本釣り団体協議会ブースを開設して広報活動を行う。「全釣り協だより」等を通じて全国で活躍する全釣り協の会員及び釣りインストラクターの活動を紹介することにより広く釣りファンにアピールしていく。

又(一社)全日本釣り団体協議会ホームページと正会員や全国各地 JOFI のホームページと連動して活動内容を一般にも知らせていく。

1 3. 公益的活動の社会的理解を向上

“全釣り協だより”（釣りインストラクターニュース）の発行と、ホームページ内容を充実させて、そこから発信される情報によって全国で活躍する会員が活動しやすい環境を醸成していく。

国民の健全なレクリエーションとしての釣りに対する社会的理解を向上させ且つ、会員自らが当協議会の行う活動が公益的なものであるとの認識を深めていく為に、水産庁及び関連団体との情報交換会等の場へ積極的に参加していく。